

## 主なリスクの負担区分

段 階	リスクの種類	内 容	荒尾市	指定管理者
共 通	法令などの変更	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	第三者賠償	本業務を原因とする公害、生活環境の阻害等による場合		○
	物 価	指定後のインフレ・デフレ		○
	金 利	金利の変動		○
	不可抗力	自然災害(地震、台風等)による業務の変更、中止、延期※1	協議事項	
申請段階	申請コスト	申請に要する費用の負担		○
	調 査	事業の実現可能性等の調査		○
	資金調達	必要な資金の調達		○
運営段階	施設競合	他施設との競合による利用者減、収入減		○
	需要変動	当初の需要見込みと異なる状況の発生		○
	運営費の増大	荒尾市以外の要因による運営費の増大		○
	施設の損傷	施設、設備機器等の損傷※2	協議事項	
	修 繕※2	小規模修繕 (1件 30万円未満、総額 300万円以内)		○
		大規模修繕	○	
	管理上の瑕疵による火災等事故	管理上の瑕疵による火災等		○
	債務不履行	施設設置者(荒尾市)の協定内容の不履行	○	
	指定管理者による業務又は協定内容の不履行	指定管理者による業務又は協定内容の不履行		○
	性能リスク	提供するサービスの要求仕様書不適合		○
	損害賠償	施設、機器の不備又は施設管理上の瑕疵及び火災等事故による臨時休館等に伴う利用団体等への損害※3		○
運営リスク	施設、機器の不備又は施設管理上の瑕疵及び火災等事故による臨時休館等に伴う運営リスク※3		○	

※1 自然災害(地震、台風等)への対応…建物、設備が復旧困難な被害を受けた場合、業務の全部の停止を命じることがある。復旧可能な場合、その復旧に要する経費は荒尾市と指定管理者が協議を行うこととする。

※2 施設、機器等の損傷リスクへの対応…管理上の瑕疵による損傷は指定管理者が負う。大規模な修繕が必要な場合は荒尾市と指定管理者が協議を行うこととする。

※3 施設、機器の不備についてのリスクは、荒尾市と指定管理者が協議を行うこととする。